

○泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

平成 20 年 8 月 28 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条第 4 項の規定に基づき、組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第 1 条の 2 組合議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議 長 日額 15,000 円
- (2) 副議長 日額 14,000 円
- (3) 議 員 日額 13,000 円

(議員報酬の支給方法)

第 2 条 議員報酬は、組合議員が次の各号に掲げる活動を行った場合に、その日数に応じて支給する。

- (1) 定例会、臨時会その他の組合議会の会議への出席
 - (2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項の規定に基づく派遣
- 2 組合議員が前項各号に掲げる活動を同一日に行った場合においては、議員報酬は、重複して支給しないものとする。
- 3 議員報酬の支給日は、一般職の職員の給料の支給日の例による。

(費用弁償)

第 3 条 組合議員が公務のため旅行する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法に関しては、別に条例で定める。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
(泉佐野市田尻町清掃施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償についての条例の一部改正)
- 2 泉佐野市田尻町清掃施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償についての条例の一部を次のように改正する。(次のよう略)

附 則(平成 23 年 3 月 25 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 16 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号)

この条例は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 6 号)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。